

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	広島市
住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成30年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input checked="" type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	--

2 事業の概要

事業者の業種	市町村機関 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：9821)
事業の概要	住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>本市独自の環境マネジメントシステムで定める体制により、計画を推進する。</p>
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	253,396 t-CO ₂	247,398 t-CO ₂	2.4 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		247,398 t-CO ₂	2.4 %
目標設定の考え方	本市の実行計画に基づき算出した。 (温室効果ガス排出量を、平成25年度と比較して令和12年度までに30%削減する。)		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
市町村機関	0.01503	0.0147	2.2 %
下水道処理施設維持管理業	0.4472	0.4464	0.2 %
ごみ処分量	0.2768	0.2989	-8.0 %
原単位の指標及び目標設定の考え方	市町村機関：本市の実行計画に基づき算出。 下水道処理施設維持管理業：西部水資源再生センター及び千田水資源再生センターの数値を基に算出。 ごみ処分量：中工場、南工場、安佐南工場、安佐北工場の数値を基に算出。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

・設置から法定耐用年数である15年を経過している直管型蛍光灯の約50%について、「リース方式によるLED照明導入ガイドライン」や「ESCO事業」を活用しながら、原則、令和2年度(2020年度)までにLED照明への更新を行い、令和12年度(2030年度)までには、特別の支障がない限り、市有施設等の照明をほぼ全てLED照明に更新する。

・公用車は、特殊車両等を除き、燃費が良く、二酸化炭素排出量の少ない次世代自動車を計画的に導入することとし、令和2年度(2020年度)までに50%以上、令和12年度(2030年度)までに公用車のほぼ全てに導入することを目指す。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値(*8)の活用等)

特になし。

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

・「広島市役所グリーン購入方針」に基づく環境物品等の調達の推進
 ・市有建築物省エネ指針に基づく「市有建築物省エネ仕様」の徹底

5 その他の取組

本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、市の事務事業に伴う電気使用量やごみの削減などの環境負荷の軽減を目的とした、課単位及び職員一人一人による取組を実施している。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、ワットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	広島市環境局中工場
事業所の所在地	広島市中区南吉島一丁目5番1号
事業所の業種	ごみ処分業
事業の概要	固形状一般廃棄物の焼却処分

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$\frac{(a-b)}{a} \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量	56,625 t-CO ₂	56,443 t-CO ₂	0.3 %
温室効果ガスみなし排出量		56,443 t-CO ₂	0.3 %
目標設定の考え方	一般廃棄物中のプラスチックの割合を平成28年度と同様にし、温室効果ガスの排出量を減少させる。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別の促進（搬入指導など）により、プラスチックの焼却量を減少させる。

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

<ul style="list-style-type: none"> 特になし。

2 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> 環境教育の一環として見学者を受け入れ、ごみの分別や減量化について環境教育を行う。 (参考：平成30年度見学者8,907人)

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	広島市環境局南工場
事業所の所在地	広島市南区東雲三丁目17番1号
事業所の業種	ごみ処分業
事業の概要	固形状一般廃棄物の焼却処分

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$\frac{(a-b)}{a} \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	20,838 t-CO ₂	20,629 t-CO ₂	1.0 %
温室効果ガス みなし排出量		20,629 t-CO ₂	1.0 %
目標設定の考え方	空調・照明を中心としてエネルギー改善を目指す		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> 計画初年度より、冷暖房の設定温度を政府の推奨値（冷房28℃、暖房20℃）への見直し及び不使用室の空調停止及びトイレ・倉庫等の不使用時における換気停止の徹底する。
--

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

<ul style="list-style-type: none"> 特になし。

2 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地元の小学生を中心に見学者を受け入れ、ごみの分別や減量化等について、環境教育を行う。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	広島市環境局安佐南工場
事業所の所在地	広島市安佐南区伴北四丁目3990番地
事業所の業種	ごみ処分業
事業の概要	固形状一般廃棄物の焼却処分

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成28～平成30年度 (平均値)	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	22,404 t-CO ₂	40,886 t-CO ₂	-82.5 %
温室効果ガス みなし排出量		40,886 t-CO ₂	-82.5 %
目標設定の考え方	3年平均のごみの搬入量が1.53倍に増え、事業系プラスチックごみの搬入も始まる悪条件の中でも、基準年度と同等の水準を保つように目標を設定した。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> 搬入指導などを徹底することにより、産業廃棄物（プラスチック類）の焼却量（搬入量）を減少する。
--

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

<ul style="list-style-type: none"> 特になし。

2 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> 環境教育の一環として見学者を受け入れ、ごみの分別や減量化について環境教育を行う。 (参考：平成30年度見学2,790人)
--

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	広島市環境局安佐北工場
事業所の所在地	広島市安佐北区可部町大字中島1460番地の1
事業所の業種	ごみ処分業
事業の概要	固形状一般廃棄物の焼却処分

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$\frac{(a-b)}{a} \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	9,821 t-CO ₂	1,119 t-CO ₂	88.6 %
温室効果ガス みなし排出量		1,119 t-CO ₂	88.6 %
目標設定の考え方	令和4年度までごみ焼却の稼働休止のため。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> 特になし。

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値の活用等)

<ul style="list-style-type: none"> 特になし。

2 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> 特になし。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	広島市下水道局管理部西部水資源再生センター
事業所の所在地	広島市西区扇一丁目1番1号
事業所の業種	下水道処理施設維持管理業
事業の概要	下水処理

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$\frac{(a-b)}{a} \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	29,074 t-CO ₂	29,804 t-CO ₂	-2.5 %
温室効果ガス みなし排出量		29,804 t-CO ₂	-2.5 %
目標設定の考え方	設備の改築計画及び計画下水量に基づき算定した。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> 2系反応タンク設備の更新による排出量の抑制 計画期間（平成31年度～令和3年度）の温室効果ガス削減見込合計量：350 t（平成31年度0 t、令和2年度、175 t、令和3年度175 t） <p>【排出量増加の理由】 流入水量の増加により、エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素がそれぞれ上昇するため。</p>

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

<ul style="list-style-type: none"> 特になし
--

2 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> 特になし
--

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	広島市下水道局千田水資源再生センター
事業所の所在地	広島市中区南千田西町1番3号
事業所の業種	下水道局処理施設維持管理業
事業の概要	下水処理

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	8,039 t-CO ₂	7,640 t-CO ₂	5.0 %
温室効果ガス みなし排出量		7,640 t-CO ₂	5.0 %
目標設定の考え方	年間5%排出量削減を目指す		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> 千田ポンプ場東系の脱臭設備の停止する。 空調の設定温度の変更する。 不要な照明の消灯する。

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値の活用等)

<ul style="list-style-type: none"> 特になし。

2 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーについての職員研修を年1回程度行う。
--

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	広島市中央卸売市場食肉市場
事業所の所在地	広島市西区草津港一丁目11番1号
事業所の業種	と畜場
事業の概要	市場及び併設と畜場の管理運営

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	2,742 t-CO ₂	2,687 t-CO ₂	2.0 %
温室効果ガス みなし排出量		2,687 t-CO ₂	2.0 %
目標設定の考え方	灯油及び電気の使用について、一人一人が節約及び節電に努める。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> 施設、設備の新設及び改良の際には、順次省エネルギー対策を施したものを導入する。 パソコン、プリンター、照明器具などの電源をこまめに切り節電に努める。 平成22年度から実施している焼却炉の運転休止を継続して行う。

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

なし

2 その他の取組

なし
